

群馬県勤労福祉センターの管理における指定管理者制度活用の実施方針

令和元年6月

1 基本的事項

(1) 施設の概要

所在地	前橋市野中町361番地2
設置年月日	昭和59年4月1日
敷地面積	17,034㎡ ※管理面積15,828.23㎡ (中央児相等職員用駐車場共用部分を除く)
主な施設・建物	本館(RC造3階建、2,919.81㎡、昭和59年3月完成) 体育館(RC造一部S造2階建、1,410.28㎡、昭和59年10月完成)

(2) 施設の設置目的

勤労者の拠点施設として、勤労者の福祉の向上を図り、労使関係の安定に寄与するとともに、広く県民の利用に供するために設置している。

(3) 指定管理者制度活用の目的

労使団体や勤労者をはじめ、広く県民に利用されており、勤労者の福祉の向上及び労使関係の安定化に寄与していることから県が設置しているが、管理運営については、民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を引き続き活用することにより、管理運営経費の縮減を図りながら、施設の効用を最大限発揮し、県民サービスを向上することが可能と考えられる。

(4) 指定の期間(予定)

5年間(令和2年4月～令和7年3月)

(5) 利用料金制採用の有無

利用料金制を一部採用^{注)}する。

注) 施設管理費用に対し利用料金収入の不足が見込まれることから、(6)に定める額を上限(予定)として施設管理費用の一部を指定管理者に支払う。

(6) 指定管理者に支払う施設管理費用の上限額(予定)

69,070千円(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含む5年間の総額)

令和2年度	13,814千円
令和3年度	13,814千円
令和4年度	13,814千円
令和5年度	13,814千円
令和6年度	13,814千円

(7) 施設の管理運営方針

- ア 勤労者の福祉の向上を図ることを主目的の一つとして設置した施設であり、その設置理念を尊重しつつ、適切な管理運営を行うこと。
- イ 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行い、特定の団体や個人に対して、有利又は不利になるような取扱いをしないこと。
- ウ 利用者や地域住民からの意見や要望を管理運営に反映させ、利便性の向上などの県民サービスの向上を図ること。
- エ 施設の有効活用を図るとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費削減に努めること。
- オ 利用者が安全かつ快適に利用できるよう、施設等の維持管理、危機管理に万全を期すること。
- カ 関係法令の遵守に努めること。

(8) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

ア 業務内容

- (ア) 群馬県勤労福祉センター（以下、「センター」という。）の有料施設等の利用の承認、承認の取り消し等に関する業務
- (イ) センターの開館時間、休館日の変更等に関する業務
- (ウ) センターの有料施設等の利用料金の收受等に関する業務
- (エ) センターの施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (オ) その他センターの管理に関する事務のうち、知事が別に定める業務

イ 要求水準

募集要項において、具体的な要求水準を定める。

ウ 成果目標

- (ア) 無事故
- (イ) 施設利用者数 100,000人／年
その他、応募者にも具体的な成果目標を提示させる。

2 募集及び候補者選定等に関する事項

(1) 募集の方法

公募とする。

(2) 審査の方法及び選定基準等

ア 審査の方法

候補者選定における透明性・公正性を高めるため、県職員以外の民間委員で構成する選定委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書等について、募集要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。

イ 選定委員会の構成

財務会計及び労務管理に関する有識者（公認会計士、中小企業診断士、弁護士等）、労働分野に関する有識者、施設利用代表者から7名程度を選任する予定である。

ウ 選定基準

- (ア) 指定管理者の指定を受けようとする団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- (イ) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。
- (ウ) 事業計画の内容が、当該施設の設置の目的を効率的かつ効果的に達成できるものであること。
- (エ) 事業計画の内容が、施設の管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (オ) 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策・緊急時の対応等、その他必要と認める基準を満たすものであること。

※ 各選定基準ごとの詳細な審査項目、審査内容及び配点については、選定委員会で決定し、募集要項において定める。

エ 審査経過の公開

応募者及び提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、応募者の利益及び選定の公正性を損なわない範囲で、逐次公開する。

3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	令和元年	6月
選定委員会の設置		6月
募集期間		7月～8月
応募状況の県議会への報告		9月
審査の実施		9月～11月
候補者の選定（候補者としての適否の判定）		11月
指定及び債務負担行為に係る議案上程（審査経過の県議会への報告）		11月
指定、協定の締結、引継	令和2年	1月～3月
指定管理期間開始		4月

4 （参考）現在の管理状況

(1) 施設の管理者

(公財)群馬県勤労福祉センター

(2) 施設管理経費の実績（指定管理業務相当部分）

平成29年度（2017年度）実績	収入	35,594千円
	内訳	
	指定管理料	12,520千円
	利用料金収入	19,294千円
	（うちテニスコート利用料金相当収入	約1,097千円）
	その他収入	3,780千円
	支出	36,705千円
	（うちテニスコート照明電気料金	約373千円）

平成28年度（2016年度）実績	収入	35,606千円
	内訳 指定管理料	13,226千円
	利用料金収入	18,649千円
	（うちテニスコート利用料金相当収入	約1,323千円）
	その他収入	3,731千円
	支出	35,656千円
	（うちテニスコート照明電気料金	約390千円）

平成27年度（2015年度）実績	収入	35,575千円
	内訳 指定管理料	12,720千円
	利用料金収入	18,766千円
	（うちテニスコート利用料金相当収入	約1,385千円）
	その他収入	4,089千円
	支出	37,386千円
	（うちテニスコート照明電気料金	約505千円）

(3) 施設利用の実績

平成29年度（2017年度）実績	施設利用者数	96,696人
	（うちテニスコート利用者数	2,933人）
平成28年度（2016年度）実績	施設利用者数	96,385人
	（うちテニスコート利用者数	3,619人）
平成27年度（2015年度）実績	施設利用者数	96,684人
	（うちテニスコート利用者数	3,730人）